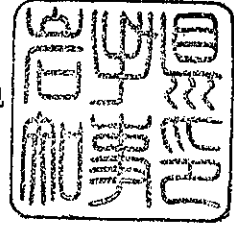


入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也



1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 森林管理システム構築推進事業
- (2) 仕様等 借上げ車両仕様書による
- (3) 契約期間 令和6年5月15日から令和7年3月31日まで
- (4) 場所 盛岡市内丸10番1号
- (5) 入札方法

(1) について総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準、庁舎管理業務委託に係る指名停止等措置基準又は県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 過去3年間に、国又は地方公共団体と自動車賃貸借契約を締結し、かつ、履行した実績がある者であること。
- (6) 盛岡市内に本社又は支社（支店・営業所等の拠点）を有すること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部森林整備課計画担当 電話番号019-629-5782
（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び郵便切手1件につき重量100gに見合う郵便料金に相当するものを添えて申し込むこと。）
また、岩手県ホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和6年5月10日（金）午後1時30分 岩手県庁5階 5-J会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和6年5月7日（火）午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。
また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加

(3)により提出された書類を審査した結果、入札参加者資格要件を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 請書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。